

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）取引</p> <p>1. たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング） たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、<u>定期預金取引、(削除)</u>、口座情報・各種取引の照会、届出住所の変更、税金・各種料金の払込み、外貨預金取引<u>(削除)</u>等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。 ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客さまに事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</p> <p>2. 利用資格者 本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座（屋号・肩書き付き名義の口座などは除きます）を開設している個人で、原則として当金庫営業地区内に居住または勤務先を有するお客さまを、本サービスの利用資格者とします。 なお、お客さまは、お客さまの安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者 ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用・誤使用等によるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。</p> <p>3. 利用申込 (1) 本サービスの利用を申込みされるお客さまは、本利用規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）利用申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。 (2) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込みを承諾する場合は契約者 ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載したお客様カード（以下「お客様カード」といいます）を貸与し、お客さまの届出住所に送付します。 (3) 当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱った場合は、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u>(削除)</u></p> <p>(4) 本サービスは、前(1)号の申込書の提出に代えて多摩信用金庫アプリ（当金庫所定の口座情報等を閲覧できるサービス <u>(削除)</u> 等をご利用いただける当金庫のスマートフォン専用アプリ）から申込みことができます。 (5) 多摩信用金庫アプリによる申込みにおいて、多摩信用金庫アプリ利用規約に則り本人確</p>	<p>第1条 たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）取引</p> <p>1. たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング） たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます）からのパーソナルコンピュータ・本サービス対応携帯電話機等（以下「端末」といいます）を用いた依頼に基づき、資金移動、<u>定期新約、定期預金口座開設、定期預金預入、定期預金解約、定期預金解約予約</u>、口座情報・各種取引の照会、届出住所の変更、税金・各種料金の払込み、外貨預金取引、<u>各種ローンの借入・返済</u>等の当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。 ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を取り扱わない場合があります。また、お客さまに事前に通知することなく追加または変更する場合があります。</p> <p>2. 利用資格者 本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座（屋号・肩書き付き名義の口座などは除きます）を開設している個人で、原則として当金庫営業地区内に居住または勤務先を有するお客さまを、本サービスの利用資格者とします。 なお、お客さまは、お客さまの安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者 ID（利用者番号）または各種パスワードの不正使用・誤使用等によるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。</p> <p>3. 利用申込 (1) 本サービスの利用を申込みされるお客さまは、本利用規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「たましんパーソナルダイレクト（インターネットバンキング）利用申込書」（以下「申込書」といいます）に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。 (2) 当金庫は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込みを承諾する場合は契約者 ID（利用者番号）および確認用パスワードを記載したお客様カード（以下「お客様カード」といいます）を貸与し、お客さまの届出住所に送付します。 (3) 当金庫が申込書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱った場合は、申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 <u>(4) お客さまは、お客さまの安全確保のために当金庫が採用しているセキュリティ措置、本利用規定に示した契約者 ID（利用者番号）、各種暗証番号（各種パスワードを含みます。以下同じ）の不正使用、誤使用などによるリスク発生の可能性および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。</u> (5) 本サービスは、前(1)号の申込書の提出に代えて多摩信用金庫アプリ（当金庫所定の口座情報等を閲覧できるサービスで、<u>位置情報等を利用した情報発信サービス</u>等をご利用いただける当金庫のスマートフォン専用アプリ）から申込みことができます。 (6) 多摩信用金庫アプリによる申込みにおいて、多摩信用金庫アプリ利用規約に則り本人確</p>

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

<p>認を行った上で取り扱った場合は、申込人に成りすまし、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4. 契約の成立 本サービスの利用に関するお客さまと当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</p> <p>5. 使用できる端末 本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限りませす。 なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。</p> <p>6. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。 また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。</p> <p>7. 手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税をいた<u>だきます。</u> この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を<u>各種預金規定</u>にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカード等の提出を受けることなしに、お客さまが利用申込書または当金庫所定の方法により届けていただく「代表口座」（以下「代表口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。 なお、当金庫は、利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。 また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類のものに限るものとします。</p> <p>(2) 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。 なお、提供するサービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段～5. ワンタイムパスワードサービスの利用 (省略)</p> <p>6. 本人確認手続き (1) お客さまの取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。 ①番号等を端末の画面上でお客さま自身が入力します。 ②当金庫は、お客さまが入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。 a. お客さまの有効な意思による申込みであること。</p>	<p>認を行った上で取り扱った場合は、申込人に成りすまし、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。</p> <p><u>(7) この契約の申込みは、当金庫が承諾した場合に限り、成立するものとします。</u></p> <p>4. 契約の成立 本サービスの利用に関するお客さまと当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客さまの申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</p> <p>5. 使用できる端末 本サービスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定のものに限りませす。 なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。</p> <p>6. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。 また、取扱時間は、本サービスの対象となる取引により異なる場合があります。</p> <p>7. 手数料等 (1) 本サービスの利用にあたっては、必要に応じ当金庫所定の手数料（以下「利用手数料」といいます）および消費税をいた<u>だく場合があります。</u> この場合、当金庫は、利用手数料および消費税を<u>普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定</u>にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカード<u>または当座小切手</u>の提出を受けることなしに、お客さまが利用申込書または当金庫所定の方法により届けていただく「代表口座」（以下「代表口座」といいます）から、当金庫所定の日に自動的に引き落とします。 なお、当金庫は、利用手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。 また、代表口座として指定可能な預金口座は、当金庫所定の種類のものに限るものとします。</p> <p>(2) 前号の本サービスの利用手数料以外の諸手数料については、取引内容に応じて当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。 なお、提供するサービスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合があります。</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段～5. ワンタイムパスワードサービスの利用 (省略)</p> <p>6. 本人確認手続き (1) お客さまの取引時の本人確認方法および依頼内容の確認方法については、次に定めるとおりとします。 ①番号等を端末の画面上でお客さま自身が入力します。 ②当金庫は、お客さまが入力された各内容と当金庫に登録されている番号等の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。 a. お客さまの有効な意思による申込みであること。</p>
---	--

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

<p>b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。</p> <p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第 17 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>7. お客様カードの取扱い</p> <p>(1) お客様カードは、お客さまご本人が保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。</p> <p>当金庫から請求があった場合は、お客さまは速やかにお客様カードを返却するものとします。</p> <p>(2) お客さまがお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、速やかに電話等で当金庫へ連絡後、お客さまご本人から所定の方法により当金庫に届け出てください。この連絡に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当金庫はこの手続きの完了前に生じた損害については、第 17 条に定める場合を除き、責任を負いません。</p> <p>なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者 ID (利用者番号)、確認用パスワードは変更となります。)</p> <p>(3) 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前号と同様に取扱いします。</p> <p>8. 番号等の管理 (省略)</p> <p>第 3 条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1) お客さまは、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。</p> <p>当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。</p> <p>(2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。</p> <p>(3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客さま本人の口座に相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</p> <p>2. 本サービスによるご本人口座からの資金引落としについては、各種預金規定にかかわらず通帳、払戻請求書の提出は不要とし、本利用規定および関連規定により取扱います。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3. 取引の依頼方法</p> <p>本サービスによる取引の依頼は、第 2 条に基づく本人確認が終了した後、お客さまが取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うもの</p>	<p>b. 当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。</p> <p>(2) 当金庫が前号の方法に従って本人確認をして取引を実施した場合は、番号等につき不正使用・誤使用その他の事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害については、第 18 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>7. お客様カードの取扱い</p> <p>(1) お客様カードは、お客さまご本人が保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。</p> <p>当金庫から請求があった場合は、お客さまは速やかにお客様カードを返却するものとします。</p> <p>(2) お客さまがお客様カードを紛失・盗難等で失った場合には、お取引の安全性を確保するため、速やかに電話等で当金庫へ連絡後、お客さまご本人から所定の方法により当金庫に届け出てください。この連絡に対し、当金庫は所定の手続きを行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当金庫はこの手続きの完了前に生じた損害については、第 18 条に定める場合を除き、責任を負いません。</p> <p>なお、お客様カードの再発行はできませんので、当金庫所定の手続きを行い、新しいお客様カードを発行します。(契約者 ID (利用者番号)、確認用パスワードが変更となります。)</p> <p>(3) 前号のお客様カードを失った旨の届出については、電話によることができます。この場合、当金庫は前号と同様に取扱いします。</p> <p>8. 番号等の管理 (省略)</p> <p>第 3 条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1) お客さまは、本サービスで利用する当金庫本支店に開設している口座を、サービス利用口座として、当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。</p> <p>当金庫は、お届出の内容に従い、本サービスのサービス利用口座として登録します。ただし、サービス利用口座として指定可能な預金の種類および本サービスの対象となる各取引において指定可能なサービス利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。</p> <p>(2) サービス利用口座の変更および削除については、当金庫所定の方法により届け出てください。</p> <p>(3) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客さま本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</p> <p>2. 本サービスによるご本人口座からの資金引落としについては、各種預金規定にかかわらず通帳、払戻請求書の提出は不要とし、本利用規定および関連規定により取扱います。</p> <p><u>3. お客さまの都合によりサービス利用口座を全て解約した場合は、本サービスをすべて解約したものとみなします。</u></p> <p>4. 取引の依頼方法</p> <p>本サービスによる取引の依頼は、第 2 条に基づく本人確認が終了した後、お客さまが取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うもの</p>
--	--

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

<p>とします。 当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。</p> <p>4. 取引依頼の確定 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客さまに依頼内容を確認しますので、お客さまはその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。 この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。 なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消し、変更はできないものとします。</p> <p>第4条 ご利用限度額 (省略)</p> <p>第5条 資金移動取引</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客さまからの端末による依頼に基づき、お客さまの指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客さまの指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客さまの指定する金額を引き落としのうえ、お客さまの指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。</p> <p>(2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。</p> <p>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p>(4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定（<u>総合口座取引規定を含みます</u>）、その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書等の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。 ①振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。</p>	<p>とします。 当金庫は、前項のサービス利用口座の届出に従い取引を実施します。</p> <p>5. 取引依頼の確定 当金庫が本サービスによる取引の依頼を受け付けた場合、お客さまに依頼内容を確認しますので、お客さまはその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。 この回答が各取引に必要な当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。 なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消し、変更はできないものとします。</p> <p>第4条 ご利用限度額 (省略)</p> <p>第5条 資金移動取引</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1) 本サービスによる資金移動取引の内容は、お客さまからの端末による依頼に基づき、お客さまの指定した日（以下「指定日」といいます）に、お客さまの指定する本サービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）よりお客さまの指定する金額を引き落としのうえ、お客さまの指定する当金庫本支店あるいは当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。日本国外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。</p> <p>(2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。</p> <p>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p>(4) 支払指定口座からの資金の引き落としは、普通預金規定（<u>追加</u>）その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、通帳・キャッシュカードおよび払戻請求書<u>または小切手</u>の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取り扱います。</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する場合、振込・振替はできません。 ①振込・振替時に、振込金額と振込手数料および消費税との合計金額または振替金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。</p>
---	---

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

<p>②支払指定口座が解約済のとき。 ③お客さまから支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。 ④差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。 ⑤入金指定口座が解約済等の理由で入金できないとき。 ⑥その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。 (6) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。 なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。</p> <p>第6条 定期預金取引</p> <p>1. <u>定期預金の預入</u></p> <p>(1)お客さまご本人名義の定期預金(削除)を預入することができます。 この場合、当金庫が特に定める場合を除き、作成する定期預金通帳のお取引店は<u>サービス利用口座のお取引店舗とし</u>、届出印は預金取引印鑑票の届出印と共通とさせていただきます。 (2)サービス利用口座として登録のある定期預金口座(以下「定期登録口座」といいます)に、当金庫所定の定期預金商品<u>を</u>預入することができます。</p> <p>2. 適用金利</p> <p>定期預金の新規受付等における適用金利については、受付時点ではなく、取引の実施日の金利を適用します。</p> <p>3. 定期預金の解約</p> <p>(1) 定期預金の解約について、当金庫は原則として満期日以降(据置定期預金の据置期間経過後の場合も含みます)に各定期預金規定に従って受け付けます。 お客さまの指定する定期登録口座に預入された個別の各定期預金のうち、お客さまの指定する定期預金に対して解約予約等の依頼をすることができます。 ただし、対象となる定期預金の種類は当金庫所定のものに限りです。 (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前(据置定期預金の据置期間経過前の場合も含みます)の定期預金の解約の依頼に応じる場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。また、この場合、当金庫の定める一定限度額までの取り扱いとします。 (3) 前2号の解約の場合の元金・利息は、お客さまがご依頼に指定した入金指定口座に入金するものとします。なお、元金と利息の入金指定口座は同一とします。</p> <p>第7条 照会サービス (省略)</p> <p>第8条 通知サービス</p> <p>1. 取引の内容</p>	<p>②支払指定口座が解約済のとき。 ③お客さまから支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。 ④差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。 ⑤入金指定口座が解約済等の理由で入金できないとき。 ⑥その他、振込・振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。 (6) 振替において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。 なお、振込において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。</p> <p>第6条 定期預金取引</p> <p>1. <u>取引の内容</u></p> <p>(1)お客さまご本人名義の定期預金<u>口座を開設</u>することができます。 この場合、当金庫が特に定める場合を除き、作成する定期預金通帳のお取引店は<u>代表口座のお取引店に限り口座を開設することができ</u>、届出印は預金取引印鑑票の届出印と共通とさせていただきます。 (2)サービス利用口座として登録のある定期預金口座(以下「定期登録口座」といいます)に、当金庫所定の定期預金商品<u>につき</u>預入することができます。</p> <p>2. 適用金利</p> <p>定期預金の新規受付等における適用金利については、受付時点ではなく、取引の実施日の金利を適用します。</p> <p>3. 定期預金の解約</p> <p>(1) 定期預金の解約について、当金庫は原則として満期日以降(据置定期預金の据置期間経過後の場合も含みます)に各定期預金規定に従って受け付けます。 お客さまの指定する定期登録口座に預入された個別の各定期預金のうち、お客さまの指定する定期預金に対して解約予約等の依頼をすることができます。 ただし、対象となる定期預金の種類は当金庫所定のものに限りです。 (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前(据置定期預金の据置期間経過前の場合も含みます)の定期預金の解約の依頼に応じる場合の利息の計算は、各定期預金規定に基づくものとします。また、この場合、当金庫の定める一定限度額までの取り扱いとします。 (3) 前2号の解約の場合の元金・利息は、お客さまがご依頼に指定した入金指定口座に入金するものとします。なお、元金と利息の入金指定口座は同一とします。</p> <p>第7条 照会サービス (省略)</p> <p>第8条 通知サービス</p> <p>1. 取引の内容</p>
---	--

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

<p>お客さまがサービス利用口座として登録された口座につき、入出金取引等が発生した際に、お客さまの指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。</p> <p>2. 送信の遅延・不達 通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等事由により、取り扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客さまは、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。</p> <p>なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、第 <u>17</u> 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第 9 条 住所等変更サービス お客さまが当金庫に届出を行っている事項のうち、住所等の当金庫所定の事項について、お客さまの指定する内容への変更の<u>仮届出</u>を行うことができます。</p> <p>第 10 条 税金・各種料金払込みサービス (省略)</p> <p>第 11 条 外貨預金取引 1. 取引の内容 (1) 外貨預金取引とは、お客さまからの端末による依頼に基づき、外貨普通預金の新規契約、預入・払出、および外貨定期預金の新規契約、満期解約の予約を行うことをいいます。 (2) 外貨普通預金および外貨定期預金は当金庫所定の方式により端末画面上に表示することとし、通帳、証書および取引計算書は発行いたしません。この預金の残高、通貨、約定利率、預入期間、満期日等の取引明細等は、<u>外貨預金取引</u>の外貨取引状況表照会機能によりご確認ください。</p> <p>2. <u>外貨預金取引</u>の利用開始手続き (1) 外貨預金取引は、20 歳以上 74 歳以下のお客さまに限り、お申込みいただけます。 (2) 外貨預金取引ご利用開始にあたっては、<u>外貨預金取引</u>の外貨利用申込画面から外貨利用申込店舗を選択のうえ申込みいただけます。 ただし、当金庫の判断により、お申込み内容をお断りする場合があります。 (3) 申込受付後所定の営業日以内に、外貨預金<u>取引</u>が利用可能になります(申込みと同時に入出金依頼はできません)。 (4) 外貨預金取引利用口座として登録できる外貨普通預金の口座は 1 口座です。</p> <p>3. 外貨預金口座の新規契約・預入・払出・解約 (1) 当金庫所定の通貨および金額の範囲内で、サービス利用口座として登録された外貨普通預金の新規契約、預入・払出<u>および</u>外貨定期預金の新規契約、満期解約の予約取引を行うことができます。 (2) 外貨普通預金の新規契約</p>	<p>お客さまがサービス利用口座として登録された口座につき、入出金取引等が発生した際に、お客さまの指定するメールアドレスに電子メールを送信し、お取引の旨をお知らせします。</p> <p>2. 送信の遅延・不達 通信混雑、通信機器および回線障害、インターネットの特性等事由により、取り扱いが遅延したり不達となるおそれがありますので、お客さまは、必ず照会サービスによりお取引内容をご確認ください。</p> <p>なお、照会サービスを利用しないことにより生じた損害については、第 <u>18</u> 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>第 9 条 住所等変更サービス お客さまが当金庫に届出を行っている事項のうち、住所等の当金庫所定の事項について、お客さまの指定する内容への変更の<u>追加</u>を行うことができます。</p> <p>第 10 条 税金・各種料金払込みサービス (省略)</p> <p>第 11 条 外貨預金取引 1. 取引の内容 (1) 外貨預金取引とは、お客さまからの端末による依頼に基づき、外貨普通預金の新規契約、預入・払出、および外貨定期預金の新規契約、満期解約の予約を行うことをいいます。 (2) 外貨普通預金および外貨定期預金は当金庫所定の方式により端末画面上に表示することとし、通帳、証書および取引計算書は発行いたしません。この預金の残高、通貨、約定利率、預入期間、満期日等の取引明細等は、<u>本サービス</u>の外貨取引状況表照会機能によりご確認ください。</p> <p>2. <u>サービス</u>の利用開始手続き (1) 外貨預金取引は、20 歳以上 74 歳以下のお客さまに限り、お申込みいただけます。 (2) 外貨預金取引ご利用開始にあたっては、<u>本サービス</u>の外貨利用申込画面から外貨利用申込店舗を選択のうえ申込みいただけます。 ただし、当金庫の判断により、お申込み内容をお断りする場合があります。 (3) 申込受付後所定の営業日以内に、外貨預金<u>サービス</u>が利用可能になります(申込みと同時に入出金依頼はできません)。 (4) 外貨預金取引利用口座として登録できる外貨普通預金の口座は 1 口座です。</p> <p>3. 外貨預金口座の新規契約・預入・払出・解約 (1) 当金庫所定の通貨および金額の範囲内で、<u>(追加)</u>サービス利用口座として登録された外貨普通預金の新規契約、預入・払出<u>または</u>外貨定期預金の新規契約、満期解約の予約取引を行うことができます。 (2) 外貨普通預金の新規契約</p>
--	--

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

<p>①振替 お客様の指定する <u>（削除）</u> サービス利用口座 <u>（削除）</u> からの振替により外貨普通預金口座を開設します。</p> <p>②取消 下記 4 (2) の予約取引の場合に限り、当金庫営業日の相場公表時間前までに <u>外貨預金取引</u> の外貨予約取消により取消することができます。</p> <p>(3) 外貨普通預金の預入 お客様の指定するサービス利用口座 <u>（削除）</u> からの振替により、お客様の指定する外貨普通預金口座に入金します。</p> <p>(4) 外貨普通預金の払出 お客様の指定する外貨普通預金口座から引落しのうえお客様の指定するサービス利用口座 <u>（削除）</u> へ入金します。</p> <p>(5) 外貨定期預金の新規契約</p> <p>①円貨振替 お客様の指定する <u>（削除）</u> サービス利用口座 <u>（削除）</u> からの振替により外貨定期預金口座を開設します。</p> <p>②外貨振替 お客様の指定するサービス利用口座として登録された外貨普通預金からの振替により外貨定期預金口座を開設します。</p> <p>③取消 下記 4 (2) の予約取引の場合に限り、当金庫営業日の相場公表時間前までに <u>外貨預金取引</u> の外貨予約取消により取消することができます。外貨普通口座から外貨定期新規作成予約をした場合には、予約取消は当金庫営業日の 7 時前まで取消することができます。</p> <p>(6) 外貨定期預金の満期解約予約 外貨定期預金口座に預入されている個別の外貨定期預金のうち、お客様の指定する外貨定期預金の満期解約予約ができます。元利金の入金先はお客様の指定するサービス利用口座 <u>（削除）</u> とします。この申込みは満期日の 2 営業日前まで可能です。</p> <p>(7) 外貨定期預金の満期解約予約取消 外貨定期預金の満期解約予約は、満期日の 2 営業日前 15 時までに <u>外貨預金取引</u> の外貨予約取消により取消することができます。</p> <p>(8) 外貨普通預金口座の解約、外貨定期預金の満期日当日解約、外貨定期預金の中途解約はサービスの対象外です。これらの取引をご希望の際は、本人確認書類、お届印 <u>（サービス利用口座のお取引店舗の預金取引印鑑票のお届印）</u> を持参のうえサービス利用口座のお取引店舗へご来店ください。また、外貨定期預金の場合は <u>サービス利用口座通帳</u>、<u>外貨預金取引</u> の「外貨定期預金口座照会」で取得した本定期預金明細を提出してください。</p> <p>4. 取引受付時間・適用する外国為替相場 (1) 即時取引</p>	<p>①振替 お客様の指定する <u>円預金</u> サービス利用口座 <u>（代表口座を含みます）</u> からの振替により外貨普通預金口座を開設します。</p> <p>②取消 下記 4 (2) の予約取引の場合に限り、当金庫営業日の相場公表時間前までに <u>インターネットバンキングサービス</u> の外貨予約取消により取消することができます。</p> <p>(3) 外貨普通預金の預入 お客様の指定するサービス利用口座 <u>（代表口座を含みます）</u> からの振替により、お客様の指定する外貨普通預金口座に入金します。</p> <p>(4) 外貨普通預金の払出 お客様の指定する外貨普通預金口座から引落しのうえお客様の指定するサービス利用口座 <u>（代表口座を含みます）</u> へ入金します。</p> <p>(5) 外貨定期預金の新規契約</p> <p>①円貨振替 お客様の指定する <u>円預金</u> サービス利用口座 <u>（代表口座を含みます）</u> からの振替により外貨定期預金口座を開設します。</p> <p>②外貨振替 お客様の指定するサービス利用口座として登録された外貨普通預金からの振替により外貨定期預金口座を開設します。</p> <p>③取消 下記 4 (2) の予約取引の場合に限り、当金庫営業日の相場公表時間前までに <u>インターネットバンキングサービス</u> の外貨予約取消により取消することができます。外貨普通口座から外貨定期新規作成予約をした場合には、予約取消は当金庫営業日の 7 時前まで取消することができます。</p> <p>(6) 外貨定期預金の満期解約予約 外貨定期預金口座に預入されている個別の外貨定期預金のうち、お客様の指定する外貨定期預金の満期解約予約ができます。元利金の入金先はお客様の指定するサービス利用口座 <u>（代表口座を含みます）</u> とします。この申込みは満期日の 2 営業日前まで可能です。</p> <p>(7) 外貨定期預金の満期解約予約取消 外貨定期預金の満期解約予約は、満期日の 2 営業日前 15 時までに <u>インターネットバンキングサービス</u> の外貨予約取消により取消することができます。</p> <p>(8) 外貨普通預金口座の解約、外貨定期預金の満期日当日解約、外貨定期預金の中途解約はサービスの対象外です。これらの取引をご希望の際は、本人確認書類、お届印 <u>（外貨定期預金の場合は代表口座のお届印）</u> を持参のうえ <u>代表口座の取引店</u> へご来店ください。また、外貨定期預金の場合は <u>代表口座通帳</u>、<u>本サービス</u> の「外貨定期預金口座照会」で取得した本定期預金明細を提出してください。</p> <p>4. 取引受付時間・適用する外国為替相場 (1) 即時取引</p>
--	---

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

公示相場（当金庫営業日の10時～15時まで）に受付した取引は、「即時取引」として依頼と同時に取引が成立いたします。外貨普通口座からの振替により外貨定期預金を開設する場合には、「即時取引」の時間帯が7時～15時までとなります。

(2) 予約取引

当金庫営業日の15時～翌営業日の公示相場までの時間帯および当金庫休業日は「予約取引」として受付いたします。なお、当金庫営業日の0時～公示相場までに受付した予約取引は当日の公示相場を適用いたします。当金庫営業日の15時～24時及び当金庫休業日に受付した予約取引は翌営業日の公示相場を適用いたします。

(3) 適用する外国為替相場・適用金利は当金庫のホームページに公表します。これらの相場・金利は、通常店頭で公表している外国為替相場および金利と異なる場合があります。また、これらの相場・金利をいったん公表した後、外国為替市場の状況が大きく変動した場合には公表値を見直すことがあります。この場合、本サービスの取り扱いを中止または一時停止することがあります。

5. 取引限度額

この預金の預入額は、当金庫所定の金額以上、当金庫所定の金額以下とします。預入金額は当金庫ホームページに掲載します。

6. 本サービスまたは代表口座の解約

本サービスまたは代表口座が解約されたときは、外貨預金取引についても解約させていただきます。

第12条 資金移動ロック取引

(省略)

第13条 ローン借入・返済サービス

(削除)

公示相場（当金庫営業日の10時～15時まで）に受付した取引は、「即時取引」として依頼と同時に取引が成立いたします。外貨普通口座から外貨定期預金の新規作成をする場合には、「即時取引」の時間帯が7時～15時までとなります。

(2) 予約取引

当金庫営業日の15時～翌営業日の公示相場までの時間帯および当金庫休業日は「予約取引」として受付いたします。なお、当金庫営業日の0時～公示相場までに受付した予約取引は当日の公示相場を適用いたします。当金庫営業日の15時～24時及び当金庫休業日に受付した予約取引は翌営業日の公示相場を適用いたします。

(3) 適用する外国為替相場・適用金利は当金庫のホームページに公表します。これらの相場・金利は、通常店頭で公表している外国為替相場および金利と異なる場合があります。また、これらの相場・金利をいったん公表した後、外国為替市場の状況が大きく変動した場合には公表値を見直すことがあります。この場合、本サービスの取り扱いを中止または一時停止することがあります。

5. 取引限度額

この預金の預入額は、当金庫所定の金額以上、当金庫所定の金額以下とします。預入金額は当金庫ホームページに掲載します。

6. インターネットバンキングサービスまたは代表口座の解約

インターネットバンキングサービスまたは代表口座が解約されたときは、外貨預金取引についてもすべて解約扱いとさせていただきます。

第12条 資金移動ロック取引

(省略)

第13条 ローン借入・返済サービス

1. 取引の内容

(1) ローン借入・返済サービスとは、お客さまからの端末による依頼に基づき、サービス利用口座として登録されているローン口座での借入および返済ができるサービスをいいます。なお、ローン口座の新規開設の申込みはできません。

(2) ローン借入・返済サービスが可能なローンの種類は、当金庫所定のものとします。

(3) ローン借入では、お客さまからの端末による依頼に基づき、依頼内容の確定後、お客さまの指定する金額をローン口座から借入のうえ、借入金入金のためのお客さまの指定するサービス利用口座（以下「支払先口座」といいます）に入金します。

(4) ローン返済では、お客さまからの端末による依頼に基づき、依頼内容の確定後、返済金出金のためのお客さまの指定する

サービス利用口座（以下「出金元口座」といいます）からお客さまの指定する金額を引き落としのうえ、ローンの貸越元金の返済に充当します。なお、お客さまの指定する金額がローンの貸越元金の全額返済に当たる場合でも、利息の支払義務は残存するものとします。

(5) 支払先口座および出金元口座は、あらかじめ当金庫所定の方法により当金庫に届け出てください。

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

<p>第 13 条 届出事項の変更等 本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当金庫所定の書面により お取引店舗 に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、第 17 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(6) <u>ローン借入・返済サービスに関し、本利用規定に定める事項については、当該ローンに関しお客さまと当金庫との間で締結した、または今後締結するローン原契約書およびその付帯書類（以下「ローン原契約書」といいます）の定めにかかわらず、特段の合意がない限り本利用規定が適用されるものとし、本利用規定に定めのない事項についてはローン原契約書の定めによるものとします。</u></p> <p>(7) <u>ローン借入・返済のご利用金額は、第 4 条の定めにかかわらず、当金庫所定の金額とします。</u></p> <p>(8) <u>ローン借入の依頼内容の確定時、支払先口座への入金時に、次のいずれかに該当する場合、ローン借入はできないものとします。なお、ローン借入の依頼があった場合、当該依頼はなかったものとして取り扱います。</u></p> <p>① <u>お客さまの指定する取引金額が、当該ローンの借入可能金額を超えるとき。</u></p> <p>② <u>当該ローンが解約済のとき。</u></p> <p>③ <u>その他、当該ローン、当金庫で借り入れたその他のローンの元利金の返済状況等により、ローン借入の取り扱いができないと当金庫が認める事由があるとき。</u></p> <p>④ <u>支払先口座が解約済のとき。</u></p> <p>(9) <u>ローン返済の依頼内容の確定時、出金元口座からの引落時に、次のいずれかに該当する場合、ローン返済はできないものとします。なお、ローン返済の依頼があった場合、当該依頼はなかったものとして取り扱います。</u></p> <p>① <u>お客さまの指定する取引金額が、出金元口座より払い戻すことができる金額を超えるとき。</u></p> <p>② <u>出金元口座が解約済のとき。</u></p> <p>③ <u>お客さまから出金元口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。</u></p> <p>④ <u>差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が返済による支払を不相当と認めたとき。</u></p> <p>⑤ <u>その他、当該ローン、当金庫で借り入れたその他のローンの元利金の返済状況等により、ローン返済の取り扱いができないと当金庫が認める事由があるとき。</u></p> <p>2. 取引実施日 <u>ローン借入・返済が可能なのは、ローン原契約書の定めにかかわらず、当金庫所定の日（以下「借入・返済可能日」といいます）とします。お客さまは、借入・返済可能日における当金庫所定の時限までに当金庫所定の方法により、借入・返済を依頼するものとします。なお、依頼日が借入・返済可能日以外の場合、または取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているときは、お取り扱いできません。</u></p> <p>3. 依頼内容の変更・取消し <u>依頼内容の確定後は、依頼内容の変更または依頼の取消しはできません。</u></p> <p>第 14 条 届出事項の変更等 本サービスに係る印章・通帳・キャッシュカード等を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当金庫所定の書面により お取引店 に届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、第 18 条に定める場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p>
--	--

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

<p>ただし、届出事項のうち、第 9 条に定める住所等の当金庫所定の事項の変更については、お客さまの端末による依頼に基づき、その届出を受け付けます。</p> <p>第 14 条 取引の記録 (省略)</p> <p>第 15 条 海外からのご利用 (省略)</p> <p>第 16 条 免責事項等</p> <p>1. 免責事項 次のいずれかの事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。</p> <p>(2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。</p> <p>(3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。</p> <p>2. 通信経路における安全対策 お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。</p> <p>3. 端末の障害 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。 当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。 万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p> <p>4. 送付上の事故 当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第 17 条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第 17 条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等に対する補償 (省略)</p> <p>第 18 条 サービスの利用停止・利用停止解除 (省略)</p>	<p>ただし、届出事項のうち、第 9 条に定める住所等の当金庫所定の事項の変更については、お客さまの端末による依頼に基づき、その届出を受け付けます。</p> <p>第 15 条 取引の記録 (省略)</p> <p>第 16 条 海外からのご利用 (省略)</p> <p>第 17 条 免責事項等</p> <p>1. 免責事項 次のいずれかの事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。</p> <p>(2) 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。</p> <p>(3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。</p> <p>2. 通信経路における安全対策 お客さまは、本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。</p> <p>3. 端末の障害 本サービスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境についてはお客さまの責任において確保してください。 当金庫は、端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。 万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。</p> <p>4. 送付上の事故 当金庫が発行したお客様カードが送付上の事故等当金庫の責めによらない事由により、第三者（当金庫職員を除きます）がお客様カードに記載された確認用パスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、第 18 条に定める場合を除き、当金庫は一切責任を負いません。</p> <p>第 18 条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等に対する補償 (省略)</p> <p>第 19 条 サービスの利用停止・利用停止解除 (省略)</p>
--	--

たましんパーソナルダイレクトご利用規定 新旧対照表

<p>第 <u>19</u> 条 解約等 (省略)</p> <p>第 <u>20</u> 条 通知等の連絡先 (省略)</p> <p>第 <u>21</u> 条 規定等の適用 本利用規定に定めない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定、<u>(削除) および</u>多摩信用金庫アプリ利用規約により取り扱います。</p> <p>第 <u>22</u> 条 契約期間 (省略)</p> <p>第 <u>23</u> 条 準拠法・管轄 (省略)</p> <p>第 <u>24</u> 条 譲渡・質入・貸与の禁止 (省略)</p> <p>第 <u>25</u> 条 サービスの終了 (省略)</p> <p>第 <u>26</u> 条 規定の変更等 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020. 12改定)</u></p>	<p>第 <u>20</u> 条 解約等 (省略)</p> <p>第 <u>21</u> 条 通知等の連絡先 (省略)</p> <p>第 <u>22</u> 条 規定等の適用 本利用規定に定めない事項については、各サービス利用口座に係る各種規定、総合口座取引規定、各サービス利用口座に係る各種カード規定、振込規定、<u>各種ローン規定、カードローン規定、当座勘定規定および当座勘定貸越約定書ならびに</u>多摩信用金庫アプリ利用規約により取り扱います。</p> <p>第 <u>23</u> 条 契約期間 (省略)</p> <p>第 <u>24</u> 条 準拠法・管轄 (省略)</p> <p>第 <u>25</u> 条 譲渡・質入・貸与の禁止 (省略)</p> <p>第 <u>26</u> 条 サービスの終了 (省略)</p> <p>第 <u>27</u> 条 規定の変更等 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020. 4改定)</u></p>
---	---